

経税部
だより

日本版インボイス制で500万事業者が存亡の危機に

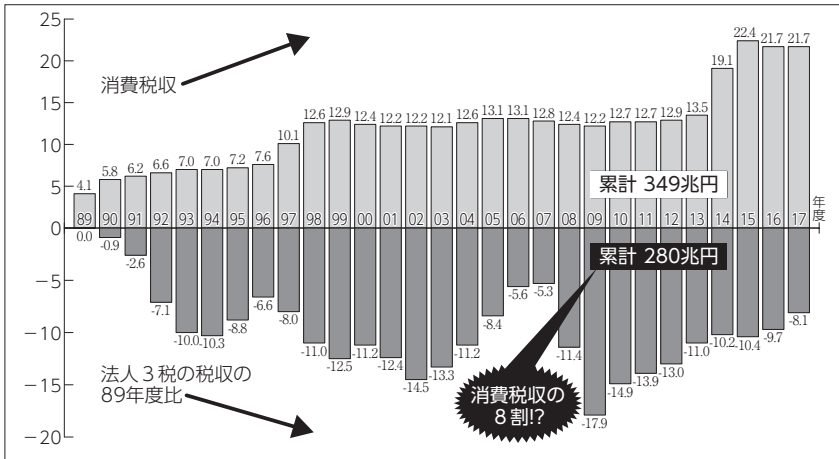
税理士 佐飛 淳一

はじめに

消費税は1989年4月に、税率3%で導入されました。97年4月には5%に、2014年4月には8%に増税されました。2015年10月、2017年4月の10%への増税は延期となりました。消費税は社会保障のため、あるいは税制再建のためと言われてきました。実際には、高額所得者や大企業の減税財源に利用されてきました(資料①)。

2019年10月には、10%への増税が言われて

資料① 消費税収と法人3税の減収額 (単位:兆円)



出所) 財務省・総務省公表データにより計算した数字を「消費税廃止各界連絡会」が作成。

資料② 適格請求書等(インボイス)保存方式

請求書		
(株)〇〇御中 平成XX年10月31日		
10月分	131,200円	(税込)
日付	品名	金額
10/1	小麦粉 *	5,400円
10/1	牛肉 *	10,800円
10/2	キッチンペーパー	2,200円
∴	∴	∴
合計	120,000円	消費税 11,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円

※軽減税率対象 △△△△△△
税込も可 登録番号××××××××××

資料③ 全事業者数に占める免税事業者数

全事業者数の状況			
		人数	割合
課税事業者数	個人	1,433,507	16.7%
	法人	2,059,819	24.0%
免税事業者数(推計)	個人	4,250,893	49.5%
	法人	836,913	9.8%
合計数		8,581,132	100%

59.3%

財務省資料より(2011年12月)

日本版インボイス制の導入

増税と同時にインボイス制の導入が予定されています。複数税率の下では、帳簿による税額計算は大変困難です。そこで、8%と10%の税額が記載された「適格請求書(資料②)」に基づいて消費税の申告、納税を行う制度です。

適格請求書を発行する事業者は、税務署への登録や届出が必要です。登録事業者に対して、税務署は「登録事業者番号」を交付します。事業者

500万の免税事業者は どうなるか

日本版インボイス制度である「適格請求書等保存方式」は、2023年から実施となり、6年間の経過措置を経て2029年10月には完全実施となります。

消費税は細かい事業者の事務や納税の負担を軽減するため、小規模事業者の免税制度を設けています。基準期間(2年前)の売上が1000万円以下の場合、申告・納税が免除されます。免

インボイス制が実施されると どうなるか

A社は、免税事業者で消費税の申告・納税はありません(例①)。利益は0円です。B社の下請会社です。B社はA社の親会社

例① A社(B社の下請会社)		(以下、税込経理・単位:万円)	
売上	880		
仕入	330		
経費	110		
給与	440		
消費税	0		
利益	0		

例② B社(A社の親会社)10%で計算		消費税計算	
売上	4400	×10/110	400
仕入	1100	×10/110	△100
外注(A社)	880	×10/110	△80
経費	220	×10/110	△20
給与	2000	—	—
消費税	200	←納税	200
利益	0		

例③ B社 外注(A社)が非登録事業者		消費税計算	
売上	4400	×10/110	400
仕入	1100	×10/110	△100
外注(A社)	880	—	—
経費	220	×10/110	△20
給与	2000	—	—
消費税	280	←納税	280
利益	△80		

例④ A社 登録事業者となる		消費税計算	
売上	880	×10/110	80
仕入	330	×10/110	△30
経費	110	×10/110	△10
給与	440	—	—
消費税	40	←納税	40
利益	△40		

例⑤ A社 非登録事業者・売上値引		消費税計算	
売上	800		
仕入	330		
経費	110		
給与	440		
消費税	—		
利益	△80		

例⑥ B社 外注(A社)が例⑤の場合		消費税計算	
売上	4400	×10/110	400
仕入	1100	×10/110	△100
外注(A社)	800	—	—
経費	220	×10/110	△20
給与	2000	—	—
消費税	280	←納税	280
利益	0		

消費税を納税します。差引で40万円の赤字となります。

B社は、A社の外注費880万円の内、消費税分80万円は仕入税額控除ができません。消費税の納税は280万円となり、80万円増えることとなります。また、会社の利益も、80万円負担増となります。差引80万円の赤字となります(例③)。下請や仕入などが登録事業者でない場合は、課税仕入に係る消費税は控除できないため、その分自腹を切ることになるのです。

(2) B社から「登録事業者でないならば、取引は中止する」と言われたら、A社は税務署へ消費税の事業者登録を行います。登録事業者番号を交付され、適格請求書の発行事業者となります。

500万の免税事業者は存亡の危機に

消費税の免税事業者は法人・個人あわせて500万の事業者になります。A社は、消費税の申告・納税を行っていないので、会社は利益0円となります(例④)。しかし、外注費が80万円値引きされるので、会社は利益0円となります(例⑤)。

開業医の皆さんへの影響は?

保険診療収入は、消費税は非課税です。歯科の自費診療収入、予防接種や自費の健診、物品の販売などの収入は、消費税の課税取引となります。

インボイス制が実施となるとどうなるのか。一般の事業者が、従業員の福利厚生活動として健診や予防接種を行う場合はどうなるか。先生方が登録事業者でない、事業所はその分の仕入税額控除ができません。登録事業者の医療機関に変更する可能性があります。一般の患者さんに対して健診や予防接種の領収書(終わり)